

「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」について（抄）

平成22年9月10日

閣議決定

「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

新成長戦略実現に向けた 3段階構えの経済対策

～円高、デフレへの緊急対応～

平成22年9月10日

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策

～円高、デフレへの緊急対応～

I. 基本的な考え方

1. 当面の目標と現状認識

(「デフレ脱却」が当面の目標)

昨年来、日本経済はデフレが続き、元気な日本の復活を阻害する大きな要因となっている。

本年6月に策定した「新成長戦略」においては、経済財政運営の基本方針として、2020年度までの11年間でデフレ終結の前後で「フェーズⅠ」と「フェーズⅡ」の2つに分け、「デフレ清算期間」とした「フェーズⅠ」では、需要面を中心とする政策により、日本経済を本格的な回復軌道に乗せ、できるだけ早期にデフレを終結させることとした。具体的には、2011年度中には消費者物価上昇率をプラスにし、速やかに安定的な物価上昇を目指すこととしている。

「デフレ脱却」が、政府における当面の経済財政運営の重要な目標である。

(円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスク)

我が国経済は、アジアを中心とした外需や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。

こうした中、内外金利差の縮小等から、円ドル・レートが8月には1995年4月以来15年振りの水準を記録するなど急速な円高が進行している。円高には、輸入価格の低下による企業収益の増加要因となるほか、国内投資

家・消費者の購買力の増加につながる等のメリットもある一方で、円高の進行・長期化は、外需の減少、設備投資や雇用の停滞、さらには企業の海外移転等を通じて、経済成長の下押し要因となる。また、海外経済は、減速懸念が強まっている。

このような円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっている。

2. 経済対策の基本的視点

上記の基本認識を踏まえ、今回の経済対策は、以下の3つの基本的視点に立脚している。

(第1)「時間軸」を考慮した、「3段構え」の対応

経済が自律的回復には至っていない中で円高等による景気下振れリスクが強まっていることに対しては、まずはスピードを重視して緊急的に対応し、その影響を最小限に食い止めることが重要である。

こうした緊急的な対応(ステップ1)に続き、今後の景気・雇用の動向を踏まえた機動的対応(ステップ2)、平成23年度における新成長戦略の本格実施(ステップ3)により、時間軸を考慮した「3段構え」の政策展開を行い、デフレ脱却と、景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていく(「Ⅱ.「3段構え」の対応について」参照)。

(第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現

「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現

するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。

具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。

(第3)「財政」と「規制・制度改革」の両面の取組

経済対策の推進にあたっては、経済成長の障害を除去するために、予算や税制といった財政措置だけでなく、財源を使わない規制・制度改革との両輪により取り組む。

このため、まずは、「日本を元気にする規制改革100」として、既定の改革の前倒しを含め都市再生・住宅投資の加速化、環境・エネルギー技術の投資・利用促進、医療・介護分野での需要・雇用創出、観光振興をはじめとした地域活性化、及び国を開く経済戦略の5分野を中心に、需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革を強力に推進する。さらに、平成23年度においては、新成長戦略に関わる規制・制度を中心に、潜在的な需要を抑えているルールを変更することを含め、さらなる課題に取り組む。

Ⅱ. 「3段階構え」の対応について

経済対策の実施においては、短期的な観点から細切れ的な対応を行うことは厳に避けなければならない。このため、当面の対応に限らず、平成23年度までの「時間軸」を考慮した「3段階構え」の対応を念頭に置き、経済・雇用動向に即した措置に万全を期す。

「時間軸」を考慮した「3段階構え」の対応

ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応

- ◇ 円高等の景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応
 - ・ 景気下振れリスクへの対応と、「新成長戦略」の前倒しの2つの視点
 - ・ 「雇用」「投資」「消費」「地域の防災対策」「規制・制度改革」の5つの柱
 - ・ 経済危機対応・地域活性化予備費(残額9,182億円)の活用

ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的対応

- ◇ 今後の景気・雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応
 - ・ 必要に応じて、国庫債務負担行為(1兆円)の活用を含め、補正予算の編成等、機動的・弾力的に対応する。
- ◇ 新成長戦略の推進・加速

ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施

- ◇ 平成23年度予算において、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行い、新成長戦略を本格実施

ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応

※詳細は、「Ⅲ.緊急的な対応の具体策」を参照。

1. 緊急的な対応

(「2つの視点」と「5つの柱」)

緊急的な対応においては、円高や海外経済等の景気下振れリスクへの対応、低炭素社会の構築などの「新成長戦略」の前倒しという2つの視点から、即効性があり、需要・雇用創出効果が高い施策を厳選して実施する。この緊急的な対応の主な目的は、景気回復の芽を摘むことがないよう、予防的な観点から、即効性のある措置をとることにより、早期のデフレ脱却のための基盤づくりを行う。

こうした視点に基づき、デフレ脱却の基盤づくりとして、まずは新卒者等「雇用」の緊急対応、そして「投資」、「消費」、「地域の防災対策」、「規制・制度改革」を合わせた5つを柱と位置づける。

なお、為替については、為替市場の過度な変動は経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続きその動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとる。

(金融政策について)

また、日本銀行に対しては、デフレ脱却が政府と日本銀行の政策課題であるとの認識を共有し、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

2. 経済危機対応・地域活性化予備費の活用

この緊急的な対応においては、平成 22 年度「経済危機対応・地域活性化予備費」(残額 9,182 億円)を活用する。

ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的な対応

1. 今後の景気・雇用動向を踏まえた対応

「ステップ1」の緊急的な対応に続く段階においては、引き続き景気の下振れリスクに警戒し、機動的・弾力的な対応をとるとともに、新成長戦略を推進・加速する。これにより、雇用を下支えしつつ、デフレ脱却と景気回復に向けた動きを確かなものとしていく。

上記の対応にあたっては、今後の景気・雇用動向を踏まえ、必要に応じ、平成22年度予算で措置した1兆円の国庫債務負担行為の活用を含め、補正予算の編成等、機動的・弾力的に対応する。

2. 新成長戦略の推進・加速

新成長戦略に示された経済財政運営の基本方針に基づき、当面は需要面からの成長を重視しつつ、7つの戦略分野と21の国家戦略プロジェクトからなる新成長戦略を推進・加速していく。

(1)「新成長戦略実現会議」による新成長戦略の推進・加速

総理を議長とし、関係大臣、日本銀行総裁、経済界、労働界、民間有識者により構成される「新成長戦略実現会議」(平成22年9月7日閣議決定)において、新成長戦略の各分野、各プロジェクトの推進・加速を図る。

(2)雇用戦略対話の開催

雇用戦略対話を開催し、新成長戦略における「雇用・人材戦略」等を推進・加速する。

(3)「日本国内投資促進プログラム」の策定・推進

各産業界及び労働界の参加を得た「国内投資促進円卓会議(仮称)」を設け、工場・事業所、本社等機能の国内立地促進、ものづくり基盤を支える中小企業対策を重点に、今後半年から1年の間に実施すべき国内立地促進策を検討し、10月から11月を目途にプログラムとして策定し、推進する。

(4)規制・制度改革の加速

「日本を元気にする規制・制度改革100」を迅速に実施するとともに、更なる課題に取り組み、規制・制度改革を加速する。

ステップ3 平成 23 年度の対応—新成長戦略の本格実施

平成 23 年度においては、新成長戦略実現会議等も活用し、新成長戦略を本格実施することにより、デフレの脱却と雇用を起点とした経済成長を目指していく。このため、以下の対応を図る。

法人実効税率の引下げについては、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23 年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。

(1) 予算編成における「元気な日本復活特別枠」の活用

平成 23 年度予算編成において、政策コンテストを実施しつつ、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行う。

(2) 雇用促進等のための企業減税

- ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成 23 年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
- ・また、企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。
- ・このため、「日本国内投資促進プログラム」の検討と並行して、上記の税制措置について、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始する。

(3) 規制・制度改革

新成長戦略に関わる規制・制度を中心に、その改革を引き続き迅速に推進する。

Ⅲ. 緊急的な対応の具体策

ステップ1における当面の緊急的な対応においては、急速な円高への対応や金融面での対応に加え、前述の通り、まずは「雇用」に直接焦点を当てた対策、即効性の高い施策により「投資」や「消費」といった民間需要を喚起する施策、迅速に実施できる「地域の防災対策」、そして「規制・制度改革」の5つの柱において、施策を展開していく。これらにより、雇用を下支えする。

○急速な円高・デフレへの対応

円高の急速な進行・長期化は、経済・金融の安定への悪影響から看過できない問題であり、政府は必要な時には為替介入を含め断固たる措置をとる。

また、日本銀行に対しては、政府と緊密な連携を図りつつ、デフレ脱却の実現に向け、さらなる必要な政策対応をとることを期待する。

こうした為替・金融面の対応に加え、急速な円高が实体经济にもたらす下振れリスクに対しては、以下に述べる「雇用」「投資」「消費」の基盤づくり等により、内需の下支えを図ることで、その負の影響を最小限に食い止める。

なお、こうした影響緩和を行うと同時に、円高のメリットを最大限に活用するという観点も重要である。具体的には、円高は、商品・サービスの輸入、資源関連を含め海外の資産購入や M&A に有利な条件をもたらす。新成長戦略の考え方に沿って、こうしたヒト・モノ・カネの流れを活性化する施策を積極的に推進することにより、我が国の成長基盤の強化が図られることになる。

1. 「雇用」の基盤づくり

厳しい雇用情勢の中で、「新成長戦略」を踏まえ、「新卒者雇用に関す

る緊急対策について」*に示された取組や、若年者を中心とした雇用対策を講じつつ、潜在的な需要を有する分野(子育て、医療・介護、環境、情報通信、農業、林業等)において、「新しい公共」の考え方に立ち、NP〇等も活用しながら、雇用戦略の取組を推進する。

また、中小企業に対する金融支援を通じて、雇用の確保を図る。

(1)新卒者雇用に関する緊急対策

- 新たに緊急・重点的に取り組む対策
- 新卒者等に対する相談支援の強化
- 採用意欲の高い中小企業と新卒者等のマッチング促進
- インターンシップ・トライアル雇用の推進
- 関係機関の連携による地域の実情に応じた就職支援とワン・ストップ・サービスの推進
- 既卒者の新卒枠での採用促進

(2)雇用創造・人材育成の支援

- パーソナル・サポート・モデル事業の実施
- 実践キャリア・アップ戦略(キャリア段位制度)の推進
- 成長分野を中心とした雇用創造・人材育成等

(3)中小企業に対する金融支援

(1)新卒者雇用に関する緊急対策

特に支援が必要な未就職卒業者と来春に卒業する人を主たる対象として、求人意欲のある中小企業との間で、両方に対する支援を行いつつ、きめ細かく、丁寧なマッチングを集中的に実施するため、以下の対策を緊急に進める。

<具体的な措置>

○新たに緊急・重点的に取り組む対策

(ア)既卒者採用企業への奨励金の創設【厚生労働省】

卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を出し、既卒者を正

* 新卒者雇用・特命チーム取りまとめ(平成22年8月30日)

規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて奨励金を支給する。

(イ)トライアル雇用を行う企業への奨励金の創設【厚生労働省】

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて奨励金を支給する。

(ウ)「新卒者就職応援本部」の設置【厚生労働省】

地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」を、全都道府県労働局に設置する。

(エ)臨床心理士等による相談の導入【厚生労働省】

ハローワークが行う面接会や、「新卒応援ハローワーク」において、内定を得られず心理的な問題を抱える新卒者等に対し、臨床心理士等がそのサポートを行う。

○新卒者等に対する相談支援の強化

(ア)キャリアカウンセラーの増員等による相談支援の強化【文部科学省】

大学等におけるキャリアカウンセラーを倍増するとともに、高等学校におけるキャリアカウンセラーの配置を推進し、学生・生徒の実態に即した就職支援の強化を図る。

(イ)就業力を向上させるための支援プログラムの充実【文部科学省】

産業界との連携による課題解決型授業など、学生の社会的・職業的自立に向けた就業力育成のための大学の取組を強化する。

(ウ)臨床心理士等による相談の導入(再掲)【厚生労働省】

(エ)大学等の就職支援担当者向けのメールマガジンの発行【厚生労働省】

大学等の就職支援業務担当者に対し、ハローワークで行っているサービスやイベント情報を定期的に提供するためのメールマガジンを発行し、情報提供を強化する。

○採用意欲の高い中小企業と新卒者等のマッチング促進

(ア)ジョブサポーターによるきめ細かなマッチングの強化【厚生労働省】

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」(928人)を倍増し、雇用情勢の悪い地域へ重点に配置することにより、1.5万件の求人を開拓し、2万人の正社員就職を実現する。

また、保護者に対し、中小企業への正社員就職の重要性を訴える啓発文書の送付等の働きかけを行う。

(イ)「中小企業採用力強化事業」の拡充【経済産業省】

対象企業の拡大により、1万人の求人を開拓し、中小企業と学生のマッチングについて、インターネット求人サイト等を活用して支援する。

(ウ)「雇用意欲企業」の発掘・拡大【経済産業省】

採用意欲があり人材育成に優れる企業をウェブページ等を通じて情報発信し、「雇用意欲企業」を発掘・拡大する。

○インターンシップ・トライアル雇用の推進

(ア)トライアル雇用を行う企業への奨励金の創設(再掲)【厚生労働省】

(イ)多様なインターンシップ機会の提供【厚生労働省、経済産業省】

ハローワークによる短期のインターンシップや、中小企業団体等による半年の多様なインターンシップ(新卒者就職応援プロジェクト)により、多様なインターンシップ機会を提供する。

(ウ)京都ジョブパーク※モデルの全国展開【厚生労働省】

重点分野雇用創造事業を活用し、地方公共団体が主体となって行う京都ジョブパーク方式等による未就職卒業者のトライアル雇用について、全国的に展開する。

○関係機関の連携による地域の実情に応じた就職支援とワン・ストップ・サービスの推進

(ア)「新卒者就職応援本部」の設置(再掲)【厚生労働省】

(イ)「新卒応援ハローワーク」を拠点としたワン・ストップ・サービスの推進

※京都ジョブパークとは、京都府、労働者団体、経営者団体などが核となり、ハローワークと緊密に連携し、相談から就職、職場への定着まで、ワン・ストップで支援する総合就業支援拠点

【厚生労働省】

全都道府県労働局に新卒者等が利用しやすい専門のハローワークを設置し、大卒就職ジョブサポーターによる就職支援を行う。

○既卒者の新卒枠での採用促進

(ア)既卒者採用企業への奨励金の創設(再掲)【厚生労働省】

(イ)「青少年雇用機会確保指針」の改正【厚生労働省】

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し、卒業後3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、既卒者の新卒枠での採用が促進されるよう経済団体等に要請する。

(2)雇用創造・人材育成の支援

医療・介護など潜在的な需要を有する分野を中心に、「新しい公共」の考え方に立ち、NPO等も活用しながら、雇用創造・人材育成の取組を推進し、新たな起業にもつなげていく。

＜具体的な措置＞

○パーソナル・サポート・モデル事業の実施【内閣府、厚生労働省】

生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立することが難しい求職者に対して、当事者のニーズに合わせた制度横断的かつ継続的な支援を行うパーソナル・サポート・サービスをモデル事業として実施する(全国5か所で先行的に実施し、今年度中に20か所程度に拡大)。

○実践キャリア・アップ戦略(キャリア段位制度)の推進

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

「介護・ライフケア」、「環境・エネルギー(含、林業)」、「食・観光」などの新たな成長分野への労働移動を促し、当該分野・業種での人材を育成・確保するため、実践的な職業能力に関する評価基準や育成プログラムの策定などを内容とする実践キャリア・アップ戦略(キャリア段位制度)を推進する。

○成長分野を中心とした雇用創造・人材育成等

(ア)「重点分野雇用創造事業」の拡充【厚生労働省】

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する「重点分野雇用創造事業」を拡充する。

(イ)農林水産業、海運業における雇用創造・人材育成策の推進

【農林水産省、国土交通省】

実践的な研修等を通じて行う農業や漁業の就業者及び農村活性化を担う人材の確保・育成支援策、並びに海運業における若年船員の雇用支援策を推進する。また、「森林・林業再生プラン」^{※1}に基づき、林業を成長・雇用創出産業として再生するための対策を緊急に進める。

(ウ)情報通信、観光業及び中小企業における雇用創造・人材育成の推進

【総務省、経済産業省、国土交通省】

公共サービス分野や地場産業分野において、情報通信技術(ICT)の利活用の取組を通じ、地域に根ざした雇用創造を支援する。また、観光業における訪日外国人に対応した人材や、中小企業におけるものづくり分野等の人材の育成事業を拡充する。

(エ)発達障がい者に対する雇用支援の充実【厚生労働省】

発達障がい者の雇用開発に係る助成金等の支給要件を見直すとともに、関係機関の連携を強化することで、発達障がい者に対する雇用支援の充実を図る。

(オ)企業の人事労務担当者向けのメールマガジンの発行【厚生労働省】

企業の人事労務担当者に対し、経済対策に係る雇用支援策等の周知を図るためのメールマガジンを発行し、情報提供を強化する。

(カ)安心こども基金の延長等【文部科学省、厚生労働省】

待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」^{※2}の達成に必要な取組を促進するとともに、子育て分野の雇用を創出するため、基金による事業実施期限(平成22年度末)の延長等を検討する。

※1平成21年12月25日 公表

※2平成22年1月29日 閣議決定

○施策執行の進捗管理

今回の対策に掲げる各施策については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」と同様、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

○本対策(緊急的な対応)の規模

本対策(緊急的な対応)の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。

○本対策(緊急的な対応)の効果

本対策(緊急的な対応)による実質GDP押し上げ効果は0.3%程度、雇用創出・下支え効果は20万人程度(うち新卒者に対する効果は約5万人)と見込まれる。

(別紙)

本対策（緊急的な対応）の規模

	国費 (億円)	事業費 (兆円)
1. 「雇用」の基盤づくり	1,750 程度	1.1 程度
(1) 新卒者雇用に関する緊急対策	250 程度	
(2) 雇用創造・人材育成の支援 （うち重点分野雇用創造事業の拡充）	1,150 程度 1,000 程度	
(3) 中小企業に対する金融支援	300 程度	
2. 「投資」の基盤づくり	1,200 程度	0.3 程度
(1) 低炭素型雇用創出産業立地支援の推進	1,100 程度	
(2) 中小企業等の高付加価値化、販路開拓等の緊急支援	100 程度	
(3) 新たな PPP・PFI 事業の案件形成支援	—	
3. 「消費」の基盤づくり	4,500 程度	8.1 程度
(1) 家電エコポイント制度の延長	850 程度	
(2) 住宅エコポイント制度の延長	1,400 程度	
(3) 優良住宅取得支援制度(フラット35S)の大幅な金利引き下げの延長	2,200 程度	
4. 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」	1,650 程度	0.3 程度
(1) 病院等の耐震化等対策	550 程度	
(2) ゲリラ豪雨対策等緊急防災対策	1,100 程度	
5. 日本を元気にする規制改革 100	—	—
合 計	9,150 程度	9.8 程度

※ 国費は経済危機対応・地域活性化予備費を活用